

政府調達に関する申合せ

平成 3 年 1 1 月 1 9 日

アクション・プログラム実行推進委員会

我が国政府としては、外国製品調達の拡大等を図るとのアクション・プログラムの精神が引き続き重要であることを再確認するとともに、新内閣の下における継続的な市場開放努力の一環として、政府調達の分野において新たに契約手続きの改善及び適用基準額の引下げ、機関の拡大等の対策を我が国独自の判断で自主的措置として実施することとし、次の通り申し合わせる。

政府調達に関する申合せ

平成 3 年 1 1 月 1 9 日
アクション・プログラム実行推進委員会

1. 10万SDR以上13万SDR未満の調達契約についても、「政府調達に関する協定」に準じて対処する。
2. 会計年度当初において判明している物品調達予定のうち、100万SDR以上のものにつき、年度の早い時期に官報にて公告する。
3. 特定調達契約(10万SDR以上13万SDR未満の調達契約を含む。以下同様)の入札公告においては、当該入札に関する問合せ先を掲載する。
4. 特定調達契約の入札公告に際しては、英語による概要の記載の中に、新たに「競争参加資格」、「納入場所」、「納入期限」を追加する。
5. 特定調達契約の応札期間40日を特別の事情がない限り50日に延長する。
6. ガット政府調達委員会へ報告する統計を別途発表する。
7. 特定調達契約について「政府調達に関する協定」に準ずる措置を採るとともにアクション・プログラムの規定に準じた適用を行う機関(現行16機関)として別紙28機関を追加する。

以上の措置は、平成4年4月1日から施行する。

(別紙)

北方領土問題対策協会
海外経済協力基金
動力炉・核燃料開発事業団
日本原子力研究所
公害健康被害補償予防協会
地域振興整備公団
奄美群島振興開発基金
日本育英会
私立学校教職員共済組合
心身障害者福祉協会
農用地整備公団
農林漁業団体職員共済組合
石油公団
金属鉱業事業団
石炭鉱害事業団
中小企業事業団
日本自転車振興会
アジア経済研究所
日本小型自動車振興会
日本国有鉄道清算事業団
帝都高速度交通営団
簡易保険福祉事業団
中小企業退職金共済事業団
日本労働研究機構
首都高速道路公団
住宅・都市整備公団
消防団員等公務災害補償等共済基金

- (注 1) 上記に掲げた対象機関は、平成 3 年 11 月 19 日現在のもの。
- (注 2) 平成 20 年 2 月 1 日現在における対象機関は、「政府調達に関する協定」(平成 7 年条約第 23 号) 附属書 I 日本国付表 1 及び付表 3 に掲げる機関。